

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

- (1) 令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、本規則の様式について所要の規定整備を行う。
- (2) 「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

2 改正内容

- (1) 本規則の下記様式について、㊦を削る。
 - ・ 第一号様式（浄化槽保守点検業者登録（登録更新）申請書）
 - ・ 第二号様式（誓約書）
 - ・ 第五号様式（浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書）
 - ・ 第六号様式（浄化槽保守点検業者変更届出書）
 - ・ 第七号様式（誓約書）
 - ・ 第八号様式（浄化槽保守点検業者廃業等届出書）
- (2) 第一号様式及び第五号様式中「収入証紙ちよう付欄」を、「収入証紙貼付欄」に改める。

3 施行期日

令和3年10月1日